

## 水際対策に関するマニュアル

## 目 次

第1	目的	-----	39
第2	水際対策の概要	-----	39
1	入国者対策	-----	39
2	渡航者対策	-----	40
3	密入国者対策	-----	41
	様式1 入国者対策健康監視記録	-----	42

## 第1 目的

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは現実的に不可能に近いということを前提としつつ、国内及び県内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせるため、国や県のあらゆる施策を総合的に実施し、協調、連携して、水際対策に取り組む必要がある。

本マニュアルは、迅速かつ実効性のある、きめ細かな対応を行うために国が講じる水際対策について、県が協力する内容を示したものである。

## 第2 水際対策の概要

### 1 入国者対策

県及び保健所設置市は、国や検疫所と連携し、国が講じる入国者対策に協力する。

#### (1) 検疫所において新型インフルエンザ等疑似症患者と診断した場合の県の対応

仙台検疫所福島空港出張所において、有症者の報告を受けた際には、最寄りの県中保健所、警察署及び福島空港事務所に、仙台検疫所小名浜出張所において、有症者の報告を受けた際には、いわき市保健所、警察署及び小名浜港湾建設事務所に検疫所から FAX 等で報告がくる。

検疫所が、疑似症患者と判断した場合には、原則、検疫所が委託している医療機関へ検疫所の移送車で移送を行うが、患者の病状によっては、検疫所から最寄りの消防署へ緊急搬送の協議を行い、移送する。

また、検疫所が委託している医療機関で、受け入れができない場合は、検疫所の依頼を受けて、県が入院受入医療機関の調整を行う。

福島空港事務所においては、検疫所が行う疑似症患者の移送時に、他の乗客に感染拡大しないように、移送車までの経路の確保等、検疫所の移送業務に協力する。

#### (2) 健康監視の実施

健康監視対象者の居所の所在する県並びに保健所設置市においては、検疫所長から国内での発症者の早期発見を目的として、発生国又はその一部地域からの入国者であって、停留しない者の健康監視の依頼を受けた場合には、国の方針に基づき、当該者に対し、検疫所長が定めた期間内(以下「期間内」という。)において健康監視を行う。

小名浜港に入港した船舶については、仙台検疫所小名浜出張所が、健康監視を船舶内で行う。

ア 健康監視は、検疫所から通知のあった対象者の同意に基づき実施し、対象者に対

し、電話等で健康監視の方法や以下の指導を行う。

- (ア) 毎日、朝夕の検温及び体調の変化についての記録(様式1 42頁)をすること。
- (イ) 発熱や急性呼吸器症状(鼻汁又は鼻閉、咽頭痛、咳)等を認めるときは、直ちに電話等で保健所に相談すること。
- (ウ) 咳エチケット及び手洗いの励行、不要不急の外出を出来る限り差し控える。
- イ 保健所は、必要に応じ、電話で健康状態を聴取する。
- ウ 健康監視の期間は、検疫所長が定めた期間内とする。
- エ 健康監視の対象者から発熱や急性呼吸器症状等の報告を受けた場合には、速やかに感染症指定医療機関等と連携し、適切な診断と治療が行われるように調整するとともに、中核市保健所は直接厚生労働省へ、県保健所は、感染・看護室に報告する。感染・看護室は厚生労働省に報告する。
- オ 健康監視の対象者リストの取扱いや健康監視の実施にあたっては、対象者のプライバシー等について十分配慮すること。
- カ 感染拡大防止のため、海外発生期の間は、国内に新型インフルエンザ等を持ち込ませないために健康監視は重要であるが、国内発生が確認された以降は、国の指示等も踏まえながら、医療の確保やワクチンの接種体制の整備等に重点を移す対策に切り換える。

### (3) 健康監視の対象者

具体的な対象者は、病原体の病原性・感染力等を考慮し、国が決定する。健康監視の対象範囲は、以下のアからエまでのパターンが考えられ、原則としてアの範囲とする。

- ア 患者と同一旅程の同行者
- イ 患者と同一機内・船内の者で次のうち検疫所長が必要と判断した者
  - (ア) 患者と同一旅程の同行者
  - (イ) 患者の座席周囲の者
  - (ウ) 乗務員等で患者の飛沫に曝露した者
  - (エ) 発生国又はその一部地域において、感染した又は感染したおそれのある者と接触のあった者
- ウ 確定患者の発生した旅客機又は客船の全員
- エ 発生国からの全員

## 2 渡航者対策

県は、海外の渡航者に対して、記者発表やホームページ、感染症危機管理ネットワーク等を活用し、国の感染症危険情報や渡航延期の勧告等を周知するなど、県民等に必要な情報の提供や注意喚起を行う。

(感染症危険情報)

- (1) 感染症危険情報(外務省からの情報発出等)

外務省は、WHOによる勧告、発生国の状況(感染拡大状況、医療体制等)、主要国の動向を踏まえ、状況の変化に応じ、対策閣僚会議又は政府対策本部に報告の上、感染症危険情報を発出する。また、WHOが地域封じ込めを行う場合、在外邦人に対し、必要に応じ下記のような協力を呼びかける。

新型インフルエンザ等の発生疑いを把握したとき	「不要不急の渡航については、延期も含め検討してください。」 「予め今後の退避の可能性も含め検討してください。」
新型インフルエンザ等の発生が確認されたとき	「渡航は延期してください。」 「今後、出国ができなくなる可能性及び現地で十分な医療が受けられなくなる可能性もあります。退避については、これらの点も含め検討してください。」 「帰国に際しては、停留される可能性もあることに留意してください。」
例外的ケース ※発生国当局が出国禁止措置をとった場合等	「現地の安全な場所に留まり、感染防止策を徹底してください。」

(2) 在外邦人に対する関連情報(外務省からの情報発出等)

- ア 感染者の発生状況
- イ 感染防止策
- ウ 現地の医療体制、防疫措置(出国制限等)の状況
- エ 民間航空機等の運航状況
- オ 現地に留まる場合の注意事項(生活物資の備蓄等)
- カ 大使館相談窓口の連絡先及び領事窓口体制
- キ 我が国における検疫強化の具体的情報(停留措置対象者の考え方を含む。)
- ク 関係省庁が発出する国内措置

### 3 密入国者対策

- (1) 県は、発生国からの密入国が予想される場合、国の取締機関等と定期的に情報共有をするなど、連携を強化し、国が講じる密入国対策に協力する。
- (2) 県は、密入国者の中に感染者がいるとの情報を入手し、又は認めるときは、検疫所が行う必要な感染防止策に協力する。
- (3) 県は、感染者の密入国を防止するため、国の取締機関と連携をとりながら、沿岸部及び海上におけるパトロール等を定期的に行うなど、警戒活動を強化する。

## 入国者対策健康監視記録紙

接触者氏名		性別		年齢	
住所		電話番号	(固定電話)		(携帯電話)
患者氏名		患者発症日			
接触状況		接触期間			

監視経過日	年月日	検温		急性呼吸器症状					
		朝	夕	38度以上の発熱	鼻汁	鼻閉	咽頭痛	咳	その他症状
1日目									
2日目									
3日目									
4日目									
5日目									
6日目									
7日目									
8日目									
9日目									
10日目									